

証券コード 3421
(発送日) 2024年10月7日
(電子提供措置の開始日) 2024年10月2日

株 主 各 位

東京都大田区矢口二丁目5番25号
株式会社稲葉製作所
代表取締役社長 稲葉 裕次郎

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.inaba-ss.co.jp/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「IRライブラリ」「株主総会招集通知等」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）



<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「稲葉製作所」または「コード」に当社証券コード「3421」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年10月24日（木曜日）午後5時50分までに到着するようご返送ください。

なお、議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

【インターネットによる議決権行使の場合】

4頁から5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、2024年10月24日（木曜日）午後5時50分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年10月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都大田区池上一丁目32番8号
大田区立池上会館 2階集会室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第77期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ・本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に株主総会資料を書面でお送りしております。ただし、当該書面には、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項は記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染状況等により、会場の変更など、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ・ご出席の株主様へのお土産、飲料のご用意はございません。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

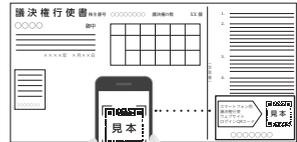
2024年10月24日（木曜日）
午後5時50分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

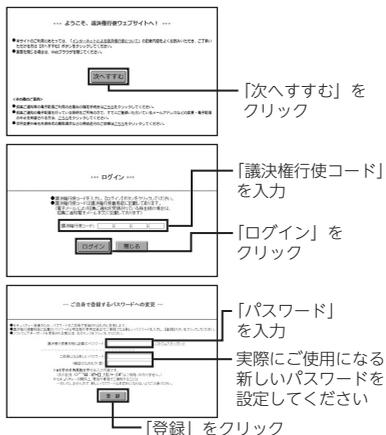
<https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして
ください。

2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。

3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力
ください。



※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2023年8月1日から
2024年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

区分	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	親会社株主に 帰属する 当期純利益 (百万円)	1株当たり 当期純利益 (円)
当連結会計年度	42,414	3,064	3,402	2,441	148.91
前連結会計年度	41,824	2,754	3,106	1,970	119.54
増減率	1.4%	11.3%	9.5%	23.9%	24.6%

当連結会計年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和や外国人観光客の増加によるインバウンド需要の回復などにより、景気は緩やかな回復基調にあります。一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化の影響によるエネルギー・原材料価格の上昇、物価高のなかで足踏みが続いている個人消費など、依然として先行き不透明な状況が続いています。

当社グループの属する鋼製物置業界においては、製品価格の値上げや物価の高止まりから個人消費が振るわなかった影響などを受けて、厳しい事業環境にありました。オフィス家具業界においては、新しい働き方に対応したオフィスのリニューアル需要などが増え、堅調な市況が続いています。

このような外部環境の変化や材料価格の高止まりの影響などを受けるなか、当社グループは従前からの販売活動を強化・継続するとともに、収益性の改善に取り組みました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高42,414百万円（前期比1.4%増）、営業利益3,064百万円（前期比11.3%増）、経常利益3,402百万円（前期比9.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,441百万円（前期比23.9%増）となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

なお、セグメントの売上高については、外部顧客に対する売上高とセグメント間の内部売上高を記載しております。

セグメントの名称	売上高 (百万円)			セグメント利益 (百万円)		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	前連結会計年度	当連結会計年度	増減
鋼製物置	29,490	29,263	△226	3,207	3,754	546
オフィス家具	12,341	13,175	833	561	364	△197
調整額	△7	△25	△17	△1,015	△1,053	△38
合計	41,824	42,414	589	2,754	3,064	310

[鋼製物置事業]

鋼製物置事業については、価格改定前の駆け込み需要の反動など、価格改定後の需要は低調に推移しました。このような状況のもと、当社グループは価格転嫁の浸透を図り、コロナ禍で休止していたCM放映や対面方式での物置勉強会を再開しました。また、製品ラインナップの拡充を図るため、2023年9月にデザイナーズバイクガレージ「ARCIAFIT（アルシアフィット）」及び軽量鉄骨造ガレージ「TAFRAGE（タフレンジ）」を、2024年1月に縦長大型物置「FORTA（フォルタ）FTタイプ」を発売し、需要の取り込みに努めました。

この結果、売上高は29,263百万円（前期比0.8%減）、セグメント利益は3,754百万円（前期比17.0%増）となりました。

[オフィス家具事業]

オフィス家具事業については、オフィスのリニューアル需要が堅調に推移しました。このような状況のもと、当社グループは価格転嫁の浸透を図り、提案営業を展開するとともに、2024年1月に電動昇降デスク「Novie（ノヴィ）2」に異形天板をスチール化したラインナップを追加し、2024年2月に働き方の変化を捉えたセミクローズドブース「VIAROOM（ヴィアルーム）」を発売し、需要の取り込みに努めました。

この結果、売上高は13,175百万円（前期比6.8%増）、セグメント利益は364百万円（前期比35.1%減）となりました。

(2) **設備投資の状況**

当連結会計年度に実施した設備投資は、総額2,801百万円であります。主要な設備投資は、犬山工場の生産設備であります。なお、設備投資額には、有形固定資産の他、無形固定資産への投資額が含まれております。

(3) **資金調達の状況**

当連結会計年度については、特に記載すべき事項はありません。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 74 期 (2021年7月期)	第 75 期 (2022年7月期)	第 76 期 (2023年7月期)	第 77 期 (当連結会計年度) (2024年7月期)
売 上 高(百万円)	37,799	39,152	41,824	42,414
営 業 利 益(百万円)	2,764	1,890	2,754	3,064
経 常 利 益(百万円)	3,067	2,286	3,106	3,402
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	2,365	1,520	1,970	2,441
1株当たり当期純利益 (円)	142.26	92.30	119.54	148.91
総 資 産(百万円)	56,466	59,346	59,147	60,542
純 資 産(百万円)	39,740	40,766	42,435	43,570
1株当たり純資産額 (円)	2,413.78	2,472.78	2,574.03	2,705.24

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第75期の期首から適用しており、第75期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
3. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

- ・第74期は、暮らしの中での収納ニーズや新型コロナウイルスの感染防止対策ニーズの需要増加を背景に、鋼製物置及びオフィス家具の販売が増加したことから、増収となりました。利益については、増収や粗利益率の改善により営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益はともに増益となりました。
- ・第75期は、製品の安定供給による売上の確保と生産体制の合理化に取り組み、材料価格の高騰を吸収すべくコストダウンや価格改定を実施するなど対策に努めた結果、売上高は、鋼製物置事業の増収分により、前期の「GIGAスクール構想」に係る大口案件の反動によるオフィス家具事業の減収分をカバーできたことから、増収となりました。営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は、原材料高及び償却負担増に加え、物流コストの増加が響き、いずれも減益となりました。
- ・第76期は、鋼製物置及びオフィス家具の製品価格を2023年1月に値上げを行った一方で、材料・諸資材の価格高騰の影響を吸収すべく、製品価格の値上げによる出荷の落ち込みを最小限に抑えるための営業活動の推進、配送リードタイムの短縮など物流体制の効率化、生産活動の改善・合理化などに取り組み、収益力の強化を図ってまいりました。売上高は、価格改定効果により増収となりました。利益については、増収や粗利益率の改善により営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益はともに増益となりました。
- ・第77期（当連結会計年度）の状況については、「前記（1）事業の経過及び成果」に記載のとおりです。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(千円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
イナバインターナショナル株式会社	50,000	100	オフィス家具の販売
株式会社共進	10,000	100	鋼製物置及びオフィス家具の販売
イナバクリエイト株式会社	20,000	100	レンタル収納及びトランクルーム用パーティション等販売

(6) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境において、鋼製物置事業では価格改定効果が一巡し販売数量が徐々に回復する見込みであり、需要は堅調に推移することが見込まれます。オフィス家具事業では、デジタル時代におけるオフィスのあり方が変化し、人材の確保・コミュニケーションの確保などがオフィスに求められていることから、需要は好調に推移することが見込まれます。

このような状況のなか、当社グループは、持続的成長・企業価値向上には、設備投資・生産革新が重要であるとの認識のもと、生産性・生産技術の向上に資する設備投資を進めることで売上高収益率の改善に結び付け、これにより資本収益性・ROEの改善を図ります。そして、これを次の設備投資・生産革新に繋げていく好循環サイクルを目指してまいります。

また、当社グループは、鋼製物置事業では高シェアと高収益を維持していくこと、オフィス家具事業では多様化するマーケットニーズに対応した競争力のある製品のラインナップ充実などに加え、徹底したコスト管理の強化、品質・生産性の向上などに努め、収益性の改善に取り組んでおります。そして、両事業の成長と収益力の向上により創出したキャッシュを、事業基盤の拡大、経営基盤の強化を目的とする設備投資などの成長投資や株主還元を活用してまいります。

あらゆるステークホルダーからの信頼にお応えするために、省エネルギー・省資源、廃棄物削減、部品共通化など持続的環境負荷低減に取り組むほか、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス体制強化による内部統制システムの充実、BCPなどリスク管理体制の整備による安定した事業継続に取り組んでまいります。

今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2024年7月31日現在)

当社グループの事業は、鋼製物置、ガレージ・倉庫及びオフィス家具の製造販売並びにこれに附帯する業務であり、大別すると鋼製物置事業とオフィス家具事業から成っております。

(8) **主要な営業所及び工場** (2024年7月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社 : 東京都大田区矢口二丁目5番25号

営業所 : 札幌営業所 (北海道札幌市) 仙台営業所 (宮城県仙台市)
 東京営業所 (東京都大田区) 千葉営業所 (千葉県柏市)
 静岡営業所 (静岡県焼津市) 名古屋営業所 (愛知県犬山市)
 大阪営業所 (兵庫県西宮市) 広島営業所 (広島県広島市)
 福岡営業所 (福岡県福岡市)

工場 : 富岡工場 (群馬県富岡市) 柏工場 (千葉県柏市)
 犬山工場 (愛知県犬山市)

配送センター :

札幌配送センター (北海道札幌市)
函館配送センター (北海道函館市)
東北配送センター (宮城県仙台市)
郡山配送センター (福島県郡山市)
北関東配送センター (群馬県前橋市)
柏配送センター (千葉県柏市)
新潟配送センター (新潟県新潟市)
石川配送センター (石川県金沢市)
福井配送センター (福井県福井市)
長野配送センター (長野県長野市)
静岡配送センター (静岡県焼津市)
犬山配送センター (愛知県犬山市)
大阪配送センター (兵庫県西宮市)
岡山配送センター (岡山県岡山市)
広島配送センター (広島県広島市)
山口配送センター (山口県山口市)
高松配送センター (香川県高松市)
松山配送センター (愛媛県松山市)
福岡配送センター (福岡県福岡市)
熊本配送センター (熊本県熊本市)
宮崎配送センター (宮崎県宮崎市)
鹿児島配送センター (鹿児島県鹿児島市)

- ② 主要な子会社の事業所
 イナバインターナショナル株式会社（東京都渋谷区）
 株式会社共進（群馬県前橋市）
 イナバクリエイティブ株式会社（東京都大田区）

(9) 従業員の状況 (2024年7月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減(名)
鋼 製 物 置	631 (82)	△10 (2)
オ フ ィ ス 家 具	395 (43)	△12 (4)
全 社 （ 共 通 ）	60 (1)	5 (△2)
合 計	1,086 (126)	△17 (4)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
 2. 従業員数欄の括弧内は、臨時従業員の年間平均雇用人数で、外数であります。
 3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減(名)	平均年齢	平均勤続年数
868 (116)	△18 (-)	41歳9ヶ月	19年8ヶ月

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
 2. 従業員数欄の括弧内は、臨時従業員の年間平均雇用人数で、外数であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年7月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況 (2024年7月31日現在)

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 17,022,429株 |
| (3) 株主数 | 20,989名 |
| (4) 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社イナバホールディングス	4,433	27.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	930	5.71
稲 葉 明	526	3.23
稲 葉 茂	509	3.12
稲 葉 製 作 所 取 引 先 持 株 会	481	2.95
秋 本 千 恵 子	475	2.92
稲 葉 進	448	2.75
株 式 会 社 り そ な 銀 行	411	2.52
稲 葉 常 雄	376	2.31
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	350	2.14

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が739,336株あります。なお、自己株式 (739,336株) には、取締役 (ただし、社外取締役を除く) を対象とする株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式177,300株は含まれておりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除し、小数点第3位を切り捨てて算出しており、持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役 (社外取締役を除く)	28,000株	2名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容については、「4. (3) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。
2. 上記は任期満了により退任した取締役 (社外取締役を除く) に対して交付された株式を記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年7月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	稲葉 裕次郎	営業本部長
取締役会長	稲葉 明	イナバクリエイト株式会社取締役会長兼 イナバインターナショナル株式会社取締役会長
専務取締役	佐伯 則和	製造本部長兼犬山工場長
専務取締役	杉山 治	管理本部長兼総務部長
取締役	堀川 朋樹	営業部長兼 イナバクリエイト株式会社代表取締役社長
取締役	武田 浩	経理部長
取締役	田中 茂樹	製造部長兼柏工場長
取締役	三村 勝也	三村勝也公認会計士税理士事務所所長 株式会社アクセル社外取締役 [監査等委員]
取締役	野崎 清二郎	
常勤監査役	谷口 祐彦	
監査役	稲垣 光司	
監査役	向川 政序	向川政序公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役三村勝也及び取締役野崎清二郎は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
2. 監査役稲垣光司及び監査役向川政序は、社外監査役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
3. 常勤監査役谷口祐彦は、当社の内部監査室長を経験しており、財務及び会計並びに内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役稲垣光司は、金融機関における豊富な経験と、財務等に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役向川政序は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知識を有するものであります。
6. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、上記のほか、「(4) 社外役員に関する事項」の記載もご参照ください。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

2023年10月20日開催の第76回定時株主総会において、谷口祐彦氏が新たに常勤監査役に選任され、就任いたしました。

② 退任

2023年10月20日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって任期満了により、森田泰満氏及び小見山雅彦氏は取締役を、多田一志氏は常勤監査役を退任いたしました。

③ 当事業年度中の取締役の地位・担当の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
稲 葉 明	代表取締役会長	取 締 役 会 長	2023年10月20日
佐 伯 則 和	常務取締役 製造本部長兼 製造部長	専務取締役 製造本部長兼 犬山工場長	2023年10月20日
杉 山 治	常務取締役 管理本部長兼 総務部長兼 法務室長	専務取締役 管理本部長兼 総務部長兼 法務室長	2023年10月20日
	専務取締役 管理本部長兼 総務部長兼 法務室長	専務取締役 管理本部長兼 総務部長	2024年5月1日
田 中 茂 樹	取締役犬山工場長	取締役製造部長 兼 柏工場長	2023年10月20日

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定の方法

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2021年6月1日付けで指名報酬委員会新設に伴い一部改正を行っております。

② 決定方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりです。

ア. 報酬に関する基本方針

当社の役員報酬は、その役割と責務に相応しい水準となるよう、また業績や企業価値の向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮した体系とすることを基本方針として定めています。

この基本方針に基づき、社外取締役を除く取締役の報酬は、基本報酬及び株式報酬により構成され、社外取締役の報酬は基本報酬のみにより構成されます。

イ. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、月例並びに年2回の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に加え、業績並びに個人の業績貢献度、役割遂行度等を総合的に勘案して決定します。

ウ. 株式報酬に関する方針

中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入した、信託を活用した株式報酬制度により株式報酬を決定します。すなわち、当社が指定する信託（以下、本信託という）に金銭を信託し、本信託において当社普通株式（以下、当社株式という）の取得を行い、取締役に対して当社取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、取締役が退任した場合に、当社株式及び当社株式を売却換金した金銭を本信託を通じて交付します。

エ. 報酬等の割合に関する方針

社外取締役を除く取締役に対する株式報酬の報酬全体に占める割合については、業績向上のインセンティブとして機能するために適切な割合となるよう決定します。

オ. 報酬等の決定の委任に関する事項

基本報酬については、代表取締役社長による報酬配分案に基づき、社外取締役、代表取締役社長、取締役会長及び人事担当取締役で構成される指名報酬委員会において協議を行い、取締役会はその協議結果を踏まえ、報酬総額の決議と具体的な報酬配分を代表取締役社長に一任する旨の決議を行い、当該決議に基づき代表取締役社長が決定しております。

株式報酬については、取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じて決定され、株式交付規程の改定については、指名報酬委員会の協議を経て取締役会の決議により決定しております。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役報酬などの総額及び個人別の報酬等の決定方針や、報酬等の決定に対する透明性と公正性を確保するため、社外取締役2名、代表取締役社長、取締役会長並びに人事担当取締役で構成される指名報酬委員会での事前協議を経たうえで、取締役会で決議しております。

取締役会は、代表取締役社長兼営業本部長稲葉裕次郎に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名報酬委員会がその妥当性について確認しております。

このことから、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容は基本方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	220 (9)	184 (9)	35 (-)	11 (2)
監査役 (うち社外監査役)	23 (9)	23 (9)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	243 (19)	208 (19)	35 (-)	15 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年10月20日開催の第69回定時株主総会決議において年額350百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち社外取締役は2名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、1996年10月31日開催の第49回定時株主総会決議において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
3. 2016年10月20日開催の第69回定時株主総会決議において、株式報酬制度の導入に基づき、株式の付与のために支給する金銭債権として、取締役（社外取締役を除く）に対し、上記1.の取締役の報酬限度額とは別枠で年額80百万円以内を支給することについて決議しております。当該株主総会終結時点の対象者の員数は、取締役9名です。
4. 上記の取締役の報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与と相当額46百万円を支給しております。
5. 上記の株式報酬の総額は、当事業年度に費用計上した金額であります。
6. 社外取締役を除く取締役の報酬は、基本報酬及び株式報酬により構成されております。社外取締役及び監査役（社外監査役含む）の報酬は、基本報酬のみにより構成されております。
7. 記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
社外取締役	三村 勝也	三村勝也公認会計士税理士事務所所長 株式会社アクセル社外取締役 [監査等委員]	特別の関係はありません。
社外監査役	向川 政序	向川政序公認会計士事務所所長	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	三村 勝也	<p>当事業年度において13回開催された取締役会に全回出席しました。主に公認会計士、税理士や社外役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営全般に対する監督と業務執行に対する助言等に十分な役割・責務を果たしております。</p> <p>当事業年度において2回開催された指名報酬委員会に全回出席し、客観的・中立的な立場で役員の指名報酬等の協議に携わり、適宜必要な発言を行いました。また、社外役員連絡会では、当社経営課題等に対する社外役員間での認識共有を図るなど、コーポレート・ガバナンスの向上に努めております。</p>
	野崎 清二郎	<p>当事業年度において13回開催された取締役会に全回出席しました。主に金融機関における豊富な経験や社外役員としての高い見識に基づき、経営全般に対する監督と業務執行に対する助言等に十分な役割・責務を果たしております。</p> <p>当事業年度において2回開催された指名報酬委員会に全回出席し、客観的・中立的な立場で役員の指名報酬等の協議に携わり、適宜必要な発言を行いました。また、社外役員連絡会では、当社経営課題等に対する社外役員間での認識共有を図るなど、コーポレート・ガバナンスの向上に努めております。</p>

地位	氏名	出席状況及び発言状況
社 外 監 査 役	稲 垣 光 司	当事業年度において13回開催された取締役会に全回出席しました。主に金融機関における豊富な経験と企業経営の経験者としての幅広い視野と高い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行いました。 当事業年度において15回開催された監査役会に全回出席し、監査結果についての意見交換等、企業経営の見地から適宜必要な発言を行いました。また、社外役員連絡会では、当社経営課題等に対する社外役員間での認識共有を図るなど、コーポレート・ガバナンスの向上に努めております。
	向 川 政 序	当事業年度において13回開催された取締役会に全回出席しました。主に公認会計士としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行いました。 当事業年度において15回開催された監査役会に全回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的な見地から適宜必要な発言を行いました。また、社外役員連絡会では、当社経営課題等に対する社外役員間での認識共有を図るなど、コーポレート・ガバナンスの向上に努めております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する金額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、当社及び連結子会社の取締役並びに監査役的全員（以下、役員等といいます）を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、贈賄罪などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、すべての保険料については、全額当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,500
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適切に職務遂行することが困難となる等、解任または不再任が必要と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合、または監督官庁から監督業務停止処分を受ける等して、会社法第340条第1項各号に該当する場合には、監査役会は、当該会計監査人の解任について、従前の監査状況や当該会計監査人との面談等に基づき検証を行い、解任が相当と判断した場合には、監査役全員の同意に基づき、当該会計監査人を解任いたします。

連結貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	[31,519,407]	流 動 負 債	[14,156,215]
現金及び預金	13,803,103	支払手形及び買掛金	3,448,179
受取手形及び売掛金	6,928,151	電子記録債務	5,873,574
電子記録債権	2,922,016	未払法人税等	560,752
有価証券	3,499,750	契約負債	130,407
商品及び製品	2,845,977	賞与引当金	368,687
仕掛品	541,415	その他	3,774,614
原材料及び貯蔵品	586,861	固 定 負 債	[2,816,543]
その他	392,198	役員退職慰労引当金	17,666
貸倒引当金	△66	役員株式給付引当金	164,308
固 定 資 産	[29,023,383]	退職給付に係る負債	1,164,231
有 形 固 定 資 産	(24,293,892)	その他	1,470,337
建物及び構築物	7,365,409	負 債 合 計	16,972,758
機械装置及び運搬具	4,737,808	純 資 産 の 部	
土地	11,609,357	株 主 資 本	[43,135,710]
建設仮勘定	375,722	資 本 金	(1,132,048)
その他	205,593	資 本 剰 余 金	(763,500)
無 形 固 定 資 産	(291,835)	利 益 剰 余 金	(42,640,145)
その他	291,835	自 己 株 式	(△1,399,983)
投 資 其 他 の 資 産	(4,437,654)	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	[434,321]
投資有価証券	2,197,566	その他有価証券評価差額金	211,152
退職給付に係る資産	521,334	退職給付に係る調整累計額	223,168
繰延税金資産	561,945	純 資 産 合 計	43,570,032
その他	1,156,807	負 債 ・ 純 資 産 合 計	60,542,790
資 産 合 計	60,542,790		

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2023年8月1日から
2024年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		42,414,152
売 上 原 価		31,233,702
売 上 総 利 益		11,180,450
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,115,501
営 業 利 益		3,064,949
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11,109	
受 取 配 当 金	10,892	
作 業 < ず 売 却 益	198,405	
電 力 販 売 収 益	107,352	
雑 収 入	81,470	409,230
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	381	
電 力 販 売 費 用	28,752	
和 解 金	35,833	
雑 損 失	6,854	71,820
経 常 利 益		3,402,359
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,985	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	48,080	
保 険 解 約 返 戻 金	41,874	
受 取 保 険 金	50,000	143,940
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	13,037	
減 損 損 失	58,661	71,699
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,474,599
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,010,282	
法 人 税 等 調 整 額	22,667	1,032,950
当 期 純 利 益		2,441,649
親会社株主に帰属する当期純利益		2,441,649

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	[27,399,840]	流 動 負 債	[11,199,361]
現金及び預金	10,027,241	支払手形	79,093
受取手形	964,951	電子記録債務	5,418,333
電子記録債権	3,444,485	買掛金	1,736,686
売掛金	5,357,731	未払金	1,686,499
有価証券	3,499,750	未払費用	520,574
商品及び製品	2,759,295	未払法人税等	486,425
仕掛品	418,281	未払消費税等	164,466
原材料及び貯蔵品	578,589	契約負債	246
その他	349,513	預り金	175,221
固 定 資 産	[27,828,975]	賞与引当金	299,502
有形固定資産	(23,512,792)	その他	632,311
建物	6,401,436	固 定 負 債	[2,559,436]
構築物	318,466	退職給付引当金	1,187,780
機械及び装置	4,676,079	役員株式給付引当金	164,308
車両運搬具	47,760	受入営業保証金	926,363
工具、器具及び備品	174,042	その他	280,984
土地	11,547,454	負 債 合 計	13,758,797
建設仮勘定	347,551	純 資 産 の 部	
無形固定資産	(238,118)	株 主 資 本	[41,260,043]
ソフトウェア	230,973	資本金	(1,132,048)
その他	7,145	資本剰余金	(763,500)
投資その他の資産	(4,078,064)	資本準備金	763,500
投資有価証券	2,132,432	利 益 剰 余 金	(40,764,477)
関係会社株式	105,000	利益準備金	283,012
前払年金費用	288,290	その他利益剰余金	40,481,465
繰延税金資産	548,425	固定資産圧縮積立金	248,806
保険積立金	894,086	別途積立金	29,397,500
その他	109,829	繰越利益剰余金	10,835,159
		自 己 株 式	(△1,399,983)
		評価・換算差額等	[209,974]
		その他有価証券評価差額金	209,974
資 産 合 計	55,228,815	純 資 産 合 計	41,470,017
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	55,228,815

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2023年8月1日から
2024年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		34,102,366
売 上 原 価		25,812,132
売 上 総 利 益		8,290,234
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,646,571
営 業 利 益		2,643,663
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	522	
受 取 配 当 金	10,265	
作 業 く ず 売 却 益	195,677	
電 力 販 売 収 益	107,352	
雑 収 入	98,226	412,044
営 業 外 費 用		
電 力 販 売 費 用	28,752	
雑 損 失	5,461	34,213
経 常 利 益		3,021,494
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,913	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	41,886	
保 険 解 約 返 戻 金	28,810	
受 取 保 険 金	50,000	124,609
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,276	5,276
税 引 前 当 期 純 利 益		3,140,827
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	864,031	
法 人 税 等 調 整 額	52,320	916,352
当 期 純 利 益		2,224,474

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年9月17日

株式会社稲葉製作所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 祥 昌
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 菅 野 貴 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社稲葉製作所の2023年8月1日から2024年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社稲葉製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年9月17日

株式会社稲葉製作所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 祥 昌
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅 野 貴 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社稲葉製作所の2023年8月1日から2024年7月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されており、当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年8月1日から2024年7月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。尚、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年9月18日

株式会社稲葉製作所 監査役会

常勤監査役 谷 口 祐 彦 ㊟

社外監査役 稲 垣 光 司 ㊟

社外監査役 向 川 政 序 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第77期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当事業年度の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金21円（うち普通配当16円、特別配当5円）
といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は341,944,953円となります。

（注）中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき金37円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年10月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役稲葉明氏は辞任により退任されます。つきましては、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その任期は当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
【新任】 さいとう けんたろう 齋藤 健太郎 (1976年5月16日生)	2004年4月 オートリブ株式会社入社 2009年4月 磯川産業株式会社入社 2012年4月 当社入社 2019年6月 当社技術部第二開発課長 2021年6月 当社技術部次長 2022年10月 当社執行役員技術部次長 2023年4月 当社執行役員技術部長 2023年10月 当社上席執行役員技術部長(現任)	—
〔取締役候補者とした理由〕 齋藤健太郎氏は、主に開発部門で豊富な経験と実績を有しております。今後は、取締役として当社グループの事業成長と企業価値向上に資するものと判断し候補者いたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、贈賄罪などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外としております。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役、取締役候補者及び監査役のスキル・マトリックス

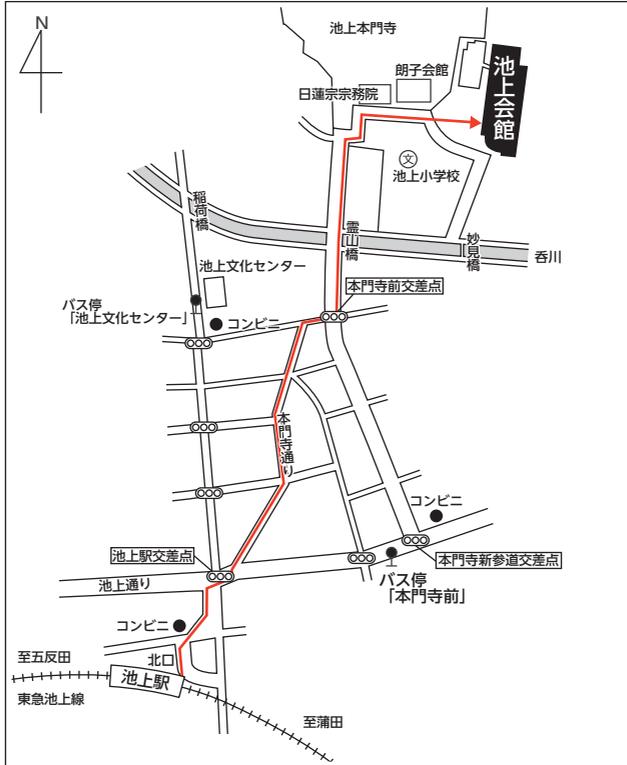
各取締役、取締役候補者及び監査役のスキル・マトリックスは以下のとおりです。なお、●印は、これまでの経験等をもとに特に期待する分野であり、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

		企業経営	業界知見	製造・技術・品質	営業	財務・会計	コンプライアンス 法務	人事労務 人材開発
取締役・ 取締役候補者	稲葉 裕次郎	●	●	●	●	●	●	●
	佐伯 則和	●	●	●			●	●
	杉山 治	●	●			●	●	●
	堀川 朋樹	●	●		●			
	武田 浩	●	●			●		
	田中 茂樹	●	●	●			●	●
	齋藤 健太郎		●	●			●	
	三村 勝也		●			●		
	野崎 清二郎	●			●	●	●	●
監査役	谷口 祐彦		●			●	●	
	稲垣 光司	●			●	●	●	
	向川 政序		●	●		●		

以 上

会場ご案内図

会場 大田区立池上会館 2階集会室
東京都大田区池上一丁目32番8号
電話 03-3753-2241



交通のご案内

○東急池上線池上駅北口より徒歩10分

○J R京浜東北線大森駅西口からバス「本門寺前」下車徒歩5分

(お願い：駐車場(有料)の収容台数に限りがございますので、公共の交通機関をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。)

株主総会にご出席の株主様へのお土産、飲料のご用意はございません。
何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

